

日本原子力学会シンポジウム

福島の日明日を見つめる

— みんなで考える除染・帰還・復興 —

2016年7月23日

(於)いわき産業創造館

プログラム

13:00～13:10	開会挨拶 日本原子力学会 福島特別プロジェクト代表 井上 正
13:10～14:00	特別講演「被災地からの脱却を目指して」 川内村村長 遠藤雄幸氏
14:00～14:30	「福島における避難指示解除と本格復興に向けて」 内閣府 原子力被災者生活支援チーム参事官 武藤寿彦氏
14:30～15:00	「福島環境回復の状況について」 環境省 福島環境再生本部 副本部長 小沢晴司氏
15:00～15:30	「福島県の除染対策について」 福島県 生活環境部 除染対策課 主幹 鈴木宏孝氏
15:30～15:40	「除染・帰還・復興に関する見解」 日本原子力学会 福島特別プロジェクト代表 井上 正
15:40～15:50	休憩
15:50～16:55	パネルディスカッション「除染特別地域の復興に向けて」 ファシリテーター 福島特別プロジェクト 布目礼子 パネリスト 各講演者の皆様 福島特別プロジェクト 飯本武志 藤田玲子
16:55～17:00	閉会挨拶 日本原子力学会 福島特別プロジェクト副代表 藤田玲子



福島環境修復にむけて ー福島特別プロジェクトの活動と今後ー

**一般社団法人日本原子力学会
福島特別プロジェクト**

福島特別プロジェクトについて

目的

福島住民の方々が少しでも早く現状復帰できるよう住民の方々と国などとの間でインターフェースの役割をする。

役割

住民の立場に立ち、必要な情報を原子力の専門家集団として正確でかつわかりやすく発信する。

住民の方々の疑問や不安に住民の立場に立って説明する。
発言と活動は独立な立場で行う。

活動

クリーンアップ分科会、放射線影響分科会、コミュニケーション分科会を設置し、各分科会を中心に、周辺環境の除染作業のサポートや放射線影響に関する分析・助言や情報発信など、地元役に立つ活動を幅広く実施。

これまでの活動実績

◆住民の方々への情報提供

対話フォーラムで住民と討議

除染質問コーナーや相談コーナーの実施

◆シンポジウムの開催

福島市、いわき市、郡山市にて開催(計10回)

◆市町村が実施する除染事業への協力

◆除染情報プラザへの専門家派遣

毎週末に質問対応等のため専門家を派遣

(のべ590名以上)

◆稲作試験の実施

◆JAふくしまとのコラボレーション

今後の活動

- ◆ 除染相談コーナへの専門家派遣や除染情報プラザからの講師派遣要請に継続的に対応
- ◆ 除染情報プラザへの支援：
週末(土日)プラザの専門家派遣および市町村への派遣を継続
- ◆ シンポジウムは趣向を変えて実施：女性や地域など
- ◆ 国が直接除染をする地域における小規模コミュニケーション活動
- ◆ 個人被ばく線量計による線量管理：
市町村の相談員制度等への協力



除染・帰還・復興に関する見解

平成28年7月23日

一般社団法人日本原子力学会
福島特別プロジェクト

1. 帰還のために個人線量の情報を提供すること

➤ 現状

国(原子力災害対策本部)は、福島復興加速に向けて指針を発表し、避難指示解除準備区域等に立ち入りしている人の個人線量を把握し、その情報等を活用してマップを作成するなど、住民に分かりやすく情報を提供することを、帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方に示している。

➤ 見解

上記指針は帰還に向けた施策として重要である。これを有効なものにするには、帰還を検討している住民に個人線量に基づく情報が提供されているかを検証し、特に、帰還後の生活圏内の空間線量率に著しい偏りがある地域については、きめ細やかな情報提供を行っていく必要がある。さらに、帰還した住民も個人線量計を装着し、情報提供に協力してもらうことが重要であり、日常生活に負担がかかる個人線量計の装着を促進するための工夫や仕組みが必要である。

◆ 関連する福島特別プロジェクトのこれまでの取り組み

福島県対話フォーラム(9回)での住民との直接対話による放射線リスクに関する理解醸成、
福島県のリスクコミュニケーション活動への協力(4回)

2. 帰還困難区域の取り扱いを見直す時期に来ている。このため、 帰還困難区域についても詳細モニタリング^{EH1}を行い、線量率マップを作成して、地元住民と自治体に情報提供すること

➤ 現状

避難区域は、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3区分に分類されている。このうち前2者については、総合モニタリング計画に基づき、走行サーベイによる詳細モニタリングや作業の前後のモニタリングが行われ、詳細な線量マップも作成されてきている。

「帰還困難区域」については、原子力規制委員会が試行的に詳細モニタリングを行い、新たに総合モニタリング計画に位置づける方針を示している。

政府は、平成28年夏までに、帰還困難区域の取り扱いについて国の考えを明示するとしている。

➤ 見解

自然減衰やウェザリング効果によって、帰還困難区域内の平均的な空間線量率に低減が見られていることから、帰還困難区域の取り扱いを見直し、将来の見通しを示すべき時に来ていると考える。そのためには、帰還困難区域内の詳細モニタリングを、総合モニタリング計画に位置付けて早急^{EH1}に実施すべきであり、その結果に基づく詳細な線量率マップを作成し、地元住民や自治体に対して、分かりやすく情報提供することが重要である。また、作成された詳細な線量率マップは政府や自治体が帰還困難区域の今後の復興のあり方や区域の見直しのあり方を検討していくための重要なデータとして活用できるものとする。

◆ 関連する福島特別プロジェクトのこれまでの取り組み

緊急シンポジウム(2011年5月)での福島県内の空間線量率マップの報告

3. 今後も住民の要望を取り入れて、除染をきめ細やかに実施すること

➤現状

平成29年3月末には帰還困難区域を除き除染特別区域(避難指示解除準備区域、居住制限区域)及び汚染状況重点調査区域が解除される。国が直接除染を実施している除染特別区域では対象とする範囲の約90%の除染が終了している(平成28年5月31日時点)。汚染状況重点調査区域は、福島県内で36市町村が除染を実施中であり、平均して約80%の除染が終了している(平成27年3月末時点)。

➤見解

除染を確実にという住民の要望は強く、除染後に残ったホットスポットは住民の意見を取り入れながらきめ細やかに実施すべきである。里山の除染は住民の生活パターンを考慮し、住民との対話に基づき住民の意見を取り入れながら実施することが重要である。除染の進捗の情報を遅滞なく効果的な手段を用いて住民に提供すべきである。

◆関連する福島特別プロジェクトのこれまでの取り組み

環境修復に関する調査結果をまとめた除染技術カタログの作成・紹介、
除染対象物ごとの適用可能な技術のリスト化、水田の除染試験(JAそうま協力)

4. 除染に伴う土壌、廃棄物の合理的な処理方策を検討するとともに、今後本格的な運用が開始される中間貯蔵施設についてはその安全確保の方策を具体的に住民に示すこと

➤現状

汚染土壌の推計発生量として、8千ベクレル/キログラム以下のもの、ならびに8千から10万ベクレル/キログラムのものがそれぞれ約1千万立方メートル発生すると予想されている。

これらは当面仮置き場で保管されることとされている。また、それらの中間貯蔵施設への輸送量として、平成27年度は約4万5千立方メートル、平成28年度は約15万立方メートルが予定されているが、契約済みの中間貯蔵施設用地は、全体の**3%程度***にとどまっている。

***:平成28年6月30日時点。契約地以外に公有地等を含めば23%程度を確保**

➤見解

除染で発生した土壌や廃棄物については、仮置き場から中間貯蔵施設への輸送量を低減するため減容化などの合理的な処理方策に関する検討を進めるべきである。

仮置き場からの搬出、輸送、中間貯蔵施設での作業時に新たに発生することが予想される課題を明確にするとともに、それらに対して安全性確保の方策を示すこと、これらの内容がさらに、処理された汚染物の処分についても検討を開始することが必要である。

◆関連する福島特別プロジェクトのこれまでの取り組み

除染廃棄物の保管仮置場の解説

5. 住民(特に帰還住民)への丁寧な対応と放射線に関する正確な情報の発信を継続すること

➤現状

内閣府原子力被災者支援チームでは相談員を配置する事業を行うため、各自治体への支援を行っている。除染情報プラザを福島市に設置し、放射線や除染に関する最新の情報を展示やセミナーなどで発信している。また福島県教育委員会が「放射線等に関する指導資料」を作成し、実践協力校(平成28年度:9校)で授業を行っている。

➤見解

今後相談員制度を有効に活用するため、これまでに蓄積された経験やノウハウを、成功例と共に失敗例も合わせて、各自治体で広く共有できる仕組みを作ることが必要である。また、福島駅前に除染情報プラザが開設されているが、今後は今年三春に設置された環境創造センター等との連携も図り情報発信基地を浜通りにも設けるべきである。

そこでは除染の情報のみならず、除染で発生した土壌や廃棄物の管理や処分の方策、廃炉に関する方針、進捗の情報等にも範囲を広げ、長期的視点を持ち情報拠点として重要な役割を持つことが望まれる。福島の復興のためには、上記情報を帰還住民だけでなく国民全体及び海外へ適切かつ確実に伝えることが重要であり、その仕組みを整備し長期にわたり継続していくことが必要である。

◆関連する福島特別プロジェクトのこれまでの取り組み

除染情報プラザへの専門家派遣(2016年3月末でのべ約590名)

6. 積極的な復興促進策を講じること

➤ 現状

平成29年3月末には帰還困難区域を除いて避難指示が解除される予定であるが、これまでに解除されたところでも帰還率はそれほど高くない。帰還が進まない理由として放射線に対する不安や除染効果に対する不信感とともに、勤労年齢層の世帯を中心に帰還後の就労や子供の就学・教育環境に対する不安があることがあげられる。

➤ 見解

浜通り地区が一体となって復興し、多くの就労者が働ける場や子の教育環境を提供するには、関係市町村、県及び国が一体となって復興計画を策定することが求められる。

その中には医療、介護、移動手段の確保および商業施設などのインフラ整備とともに、特区制などを利用した中～大規模産業の誘致を図ることも考える必要がある。また、それらを支える人材養成の仕組みを構築するとともに、地域をリードする将来世代の育成を担う教育体制を整備する必要がある。帰還困難地域についてもその利用方策を早期に明示することが求められる。

- ◆ 関連する福島特別プロジェクトのこれまでの取り組み
シンポジウムの開催(年2回)